契約手続及び履行確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 府民文化部人権局人権擁護課 | 下記の業務委託契約について、契約書（仕様書）で定める必要な届出を受注者から受理していなかった。業者研修会啓発相談業務（3,281,686円）・個人情報取扱作業責任者届（契約書第６条関係　特記仕様書Ⅱ個人情報　取扱特記事項第３）） | 　検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。　 | 　検出事項について、原因は契約手続において契約書で定める必要な届出を十分に確認していなかったことである。　再発防止に向け、業務委託契約に係る個人情報の適正管理について、局内の研修を通じて職員に対して周知徹底を行った。　今後は、業務委託契約に係る仕様書に定める提出書類の確認を徹底するなど、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年６月７日から同年７月５日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 健康医療部保健医療室地域保健課 | 下記の業務委託契約について、契約書（仕様書）で定める必要な届出を受注者から受理していなかった。大阪府公費負担医療給付システム追加構築業務（3,315,600円）・個人情報取扱作業責任者届（契約書第５条関係　特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項第３） | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 | １　原因契約に基づく契約者の遵守事項の履行確認を失念していた。２　再発防止の措置今後、契約条項に基づく提出書類等の確認については、担当グループにおいて複数人でチェックを行うこととし、再発を防止する。３　その他なお、検出事項にある「個人情報取扱作業責任者届」については、受検後速やかに届出を受けた。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月５日から同年７月５日まで）

経費支出手続きの不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 府民文化部文化・スポーツ室文化課 | 　小口支払基金においては、予期せぬ事情等により、事前に資金の前渡を受けられない場合は、資金前渡職員等の口頭承認を得て、その使者として現金により支払い、速やかに決裁を得て資金の交付を受けることとされている。しかし、資金前渡職員等の口頭承認を得てタクシーを使用した際、その支払において、職員個人のクレジットカードが使用されているものがあった。　また、領収書に記載された使用金額8,830円で精算した後、付与されたポイント（１ポイント１円換算）相当額（44円）を当該職員から戻入させるべきところ、使用金額8,830円から、付与されたポイント（１ポイントを１円換算）相当額(44円)を差し引いた8,786円で精算を行っていた。（小口支払基金支出伺書の内容）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費支出年月日 | 平成30年９月20日 |
| 使途 | タクシーの使用 |
| 使用金額 | 8,830円 |
| 付与されたポイント | 44（１ポイント１円換算) |
| 精算額 | 8,786円 |
| 使用年月日 | 平成30年９月20日 |

　  | 検出事項のような事例について、資金前渡の徹底を図るなど、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【地方自治法】（支出の方法）第232条の５　普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。２　普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれをすることができる。【地方自治法施行令】（資金前渡）第161条　次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。　十七　[前各号](http://g1072sv0db001.lan.pref.osaka.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの【大阪府財務規則】（資金前渡できる経費）第41条　令第161条第１項第17号の規則で定める経費は、次に掲げる経費とする。　二十八　前各号に掲げるもののほか、小口の経費で小口支払基金に係るもの（資金前渡職員）第42条　令第161条の規定により支払をさせる場合は、別表第２の第２欄に掲げる職にある者に対して資金を前渡するものとする。２　前項に規定する場合において、別表第２の第２欄に掲げる職にある者が欠けたとき又はその者に事故があるときは、当該期間中、同表の第３欄に掲げる職にある者に対して資金を前渡するものとする。３　前２項の規定にかかわらず、本庁の課長及び予算執行機関の長（次項において「資金前渡職員指定者」という。）は、必要があると認めるときは、その都度資金を前渡される者を指定することができる。４　資金前渡職員指定者は、第１項又は第２項の規定により資金を前渡される者については年度当初（異動があった場合には、異動の時）に、前項の規定により指定された者については指定した時に、その者の職、氏名、使用の印影等を記した報告書を、会計管理者又は予算執行機関の出納員に提出しなければならない。ただし、口座振替の方法により資金を前渡する場合は、この限りでない。【大阪府財務規則の運用】第42条関係５　資金前渡職員は、自己の名と責任において支払をするものである限り、使者による支払をすることができる。【小口支払基金の管理に関する規則】(資金の精算等)第８条　資金前渡職員は、年度末に精算を行わなければならない。２　前項に定めるもののほか、資金前渡職員は、随時に精算を行うことができる。３　前２項の規定により精算を行うときは、精算書（様式第３号）を作成の上領収書その他の書類を添付して知事に提出しなければならない。（会計事務ポータルサイト　ＦＡＱ　小口支払基金）

|  |
| --- |
| Q2　予期せぬ事情により出張先で現金支払が必要になった場合、どのように処理すればよいでしょうか。 |
| 　次の手順で処理してください。(1) 電話等で連絡し、資金前渡職員等の口頭承認を得て支払をする。（資金前渡職員の承認を得た支払は、資金前渡職員の名と責任において行うものであるから、財務規則の運用第42条関係第５項に規定する使者による支払とみなします。）(2) 口頭承認分について、速やかに「小口支払基金支出伺（様式第1号の1）」を用いて文書管理システムにより決裁を得て、資金の交付を受ける。【注意】　この場合の伺年月日は、小口支払基金支出伺作成日とし、伺い文に、「口頭承認によらざるを得なかった事情」及び「○月○日（事前）に口頭により承認を得た」旨を明記してください。 |

【地方財務実務提要】（資金前渡金精算と領収書）　一般に、資金前渡を受けた者が正当債権者に支払いをした場合、その者の領収書を徴しなければならないことは当然であり、資金前渡の精算の場合、これを添付して支払いの正当性を証明するのが通常の方法でしょう。この添付する領収書が（中略）精算の場合の証拠書類になる。（以下略） |

 | 　室内幹部職員会議及び室会計研修において、資金前渡の徹底及び適正な事務処理について周知を行った。　今後は、法令に基づき適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月７日から同年７月５日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 商工労働部　中小企業支援室経営支援課 | 　下記の事業に係る講師謝礼（併せて講師に対して支給された旅費を含む。）の支出について、所得税の源泉徴収額に誤りがあった。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 単位（円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の実施日 | 区　分 | 講師謝礼の金額 | 源泉徴収額 | 差引支給額 |
| 平成30年６月６日 | 誤 | 58,600 | 3,063 | 55,537 |
| 内　訳 | 報償費 | 30,000 | 3,063 | 26,937 |
| 旅費 | 28,600 | 0 | 28,600 |
| 正 | 58,600 | 5,983 | 52,617 |
| 内　訳 | 報償費 | 30,000 | 3,063 | 26,937 |
| 旅費 | 28,600 | 2,920 | 25,680 |
| 平成30年11月７日及び同月14日 | 誤 | 177,200 | 12,252 | 164,948 |
| 内　訳 | 報償費 | 120,000 | 12,252 | 107,748 |
| 旅費 | 57,200 | 0 | 57,200 |
| 正 | 177,200 | 18,092 | 159,108 |
| 内　訳 | 報償費 | 120,000 | 12,252 | 107,748 |
| 旅費 | 57,200 | 5,840 | 51,360 |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【所得税法】（源泉徴収義務）第204条　居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。　一　原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金【所得税法施行令】（報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収）第320条　法第204条第１項第１号（源泉徴収義務）に規定する政令で定める報酬又は料金は、テープ若しくはワイヤーの吹込み、脚本、脚色、翻訳、通訳、校正、書籍の装てい、速記、版下（写真製版用写真原板の修整を含むものとし、写真植字を除くものとする。）若しくは雑誌、広告その他の印刷物に掲載するための写真の報酬若しくは料金、技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料、技芸、スポーツその他これらに類するものの教授若しくは指導若しくは知識の教授の報酬若しくは料金又は金融商品取引法第28条第６項（通則）に規定する投資助言業務に係る報酬若しくは料金とする。【所得税基本通達】第６章　報酬、料金等に係る源泉徴収　法第204条《源泉徴収義務》関係〔共通関係〕（報酬、料金等の性質を有するもの）204－2　法第204条第１項第１号、第２号及び第４号から第７号までに掲げる報酬、料金又は契約金の性質を有するものについては、たとえ謝礼、賞金、研究費、取材費、材料費、車賃、記念品代、酒こう料等の名義で支払うものであっても、同項の規定が適用されることに留意する。（報酬又は料金の支払者が負担する旅費）204－4　法第204条第１項第１号、第２号、第４号及び第５号に掲げる報酬又は料金の支払をする者が、これらの号に掲げる報酬又は料金の支払の基因となる役務を提供する者の当該役務を提供するために行う旅行、宿泊等の費用も負担する場合において、その費用として支出する金銭等が、当該役務を提供する者（同項第５号に規定する事業を営む個人を含む。）に対して交付されるものでなく、当該報酬又は料金の支払をする者から交通機関、ホテル、旅館等に直接支払われ、かつ、その金額がその費用として通常必要であると認められる範囲内のものであるときは、当該金銭等については、204－2及び204－3にかかわらず、源泉徴収をしなくて差し支えない。 |

 | 源泉徴収額の誤りについて追徴の手続を行い、所得税の納付を行った。　今後は、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月４日から同年７月４日まで）

通勤手当の誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 府民文化部府民文化総務課 | 平成30年４月に６箇月分を支給した通勤手当について、病気休暇に伴い通勤しなかった期間の精算事務（戻入）が行われず、過払いとなっていた。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支給対象期間 | 既支給額 | 精算（戻入）すべき額 |
| 平成30年４月から同年９月まで | 177,340円 | （５月分）32,840円 |

　 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、精算事務（戻入）が行われなかった原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当戻入ルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【職員の給与に関する条例】（通勤手当）第14条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。２　通勤手当の額は、６箇月を超えない範囲内で、月の１日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。【職員の通勤手当に関する規則】（支給対象期間）第４条　条例第14条第２項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降６箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。（支給方法等）第18条　条例第14条第１項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略）第20条　条例第14条第１項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の１日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）【職員の通勤手当に関する規則の運用について（通知）】第４条関係１　人事委員会が定める日は、毎年度４月１日及び10月１日とする。 | 過払いとなっていた通勤手当について、戻入処理を行った。検出事項について、原因は、グループ長と総務事務担当者の間で、当該職員の出勤状況を共有できておらず、総務事務担当者において精算事務（戻入）を行う必要があるという認識に至らなかったことにある。病気休暇等の職員がいる場合は、グループ長と総務事務担当者の間で情報共有を行うとともに、通勤手当の戻入ルールを改めて所属内で確認し、今後は適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月７日から同年７月５日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 府民文化部文化・スポーツ室文化課 | 平成30年10月に６箇月分を支給した通勤手当について、病気休暇に伴い通勤しなかった期間の精算事務（戻入）が行われず、過払いとなっていた。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支給対象期間 | 既支給額 | 精算（戻入）すべき額 |
| 平成30年10月から平成31年３月まで | 84,630円 | （２～３月分）23,770円 |

　 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、精算事務（戻入）が行われなかった所属のチェック体制の強化や通勤手当戻入ルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【職員の給与に関する条例】（通勤手当）第14条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。２　通勤手当の額は、６箇月を超えない範囲内で、月の１日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。【職員の通勤手当に関する規則】（支給対象期間）第４条　条例第14条第２項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降６箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。（支給方法等）第18条　条例第14条第１項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略）第20条　条例第14条第１項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の１日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）【職員の通勤手当に関する規則の運用について（通知）】第４条関係１　人事委員会が定める日は、毎年度４月１日及び10月１日とする。　 |  検出事項について、原因は通勤手当戻入ルールの周知不足やチェック体制が十分でなかったことである。　過払いとなっていた通勤手当については、戻入処理を行った。また、総務担当のグループ内で通勤手当戻入ルールを改めて確認するとともに、総括補佐による定期的な確認作業を行うことで所属のチェック体制を強化した。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月７日から同年７月５日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 住宅まちづくり部都市居住課 | 　所属は、住居変更時に伴い通勤届を提出した職員の届出内容が適正であるのにもかかわらず、認定を誤ったために通勤手当支給額に誤りが生じた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支給対象期間 | 通勤届 | 通勤手当認定額 | 差額 |
| 平成30年８月から令和元年９月まで | 239,980円 | 211,980円 | 28,000円 |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 | 　当該職員に対し状況を説明するとともに、速やかに追給を行った。　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月10日から同年７月４日まで）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 環境農林水産部検査指導課 | 管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済の誤った旅行命令の取消を忘れたため、二重登録のまま承認されたものがあった。また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 旅行日 | 旅行命令 | 過払旅費額 |
| 当初入力日 | 重複入力日 |
| Ａ | 平成31年３月25日 | 平成31年３月15日 | 平成31年３月15日 | 800円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 | 重複入力となっている過払旅費については、戻入措置を行い、令和元年７月10日に本人が返納したことを領収証書により確認した。また、本件以外に過払いがないか再度確認を行った結果、本件以外に1件の重複入力による過払旅費があり、戻入措置を行い、同月25日に本人が返納したことを領収証書により確認した。今後二重登録等不適切な処理が発生しないよう、承認者へはグループ員等の動静・出退勤管理を適切に行うよう周知し、旅費明細内訳書の内容確認を徹底することにより適正な事務執行に努めることとし、所属職員に対しても、旅費支給事務の適正処理についてメールで周知徹底した。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月11日から同年７月５日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 環境農林水産部環境管理室 | 管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済の誤った旅行命令の取消を忘れたため、二重登録のまま承認されたものがあった。また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 旅行日 | 旅行命令 | 過払旅費額 |
| 当初入力日 | 重複入力日 |
| Ａ | 平成30年10月25日 | 平成30年10月19日 | 平成30年10月22日 | 740円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 | 重複入力となっている過払旅費については、戻入措置を行い、令和元年７月12日に本人が返納したことを領収証書により確認した。また、本件以外に過払いがないか再度確認を行った結果、本件以外はなかった。今後、承認者は決裁時に二重登録がないか等、旅費明細内訳書の内容確認を徹底することにより適正な事務執行に努めることとし、所属職員に対しても、旅費支給事務の適正処理についてメールで毎月周知し、入力時の確認など再度行うよう徹底した。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月11日から同年７月５日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 住宅まちづくり部　公共建築室 | 　管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認されたもの、登録済の誤った旅行命令の取消しを忘れ、二重登録のまま承認されたものがあった。また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 旅行日 | 旅行命令 | 過払い旅費額 |
| 当初入力日 | 重複入力日 |
| Ａ | 平成31年３月11日 | 平成31年３月６日 | 平成31年３月８日 | 460円 |
| Ｂ | 平成31年３月11日 | 平成31年３月８日 | 平成31年３月11日 | 670円 |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 | 　旅費の過払いについては、令和元年７月11日に過払旅費額にかかる戻入調定を職員Ａ及びＢに対して行い、収納された。　また、決裁権者に対して今回の監査結果を周知し、注意喚起を行った。　今後とも、経費支出に当たっては大阪府財務規則等関係法令に基づき、適正な事務執行を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和　年　月　日、事務局：令和元年６月10日から同年７月４日まで）

管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 財務部　税務局 | 　旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが１件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 精算日 |
| 東京都 | 平成30年10月26日 | 29,720円 | １人 | 平成30年12月６日 |

 | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

 | 局内幹部会議において、監査結果の報告を行い、所属職員に対し旅費の精算に遅延がないよう旅費制度の周知と注意喚起を行った。また、旅費担当者は、管外出張する職員に対し、速やかに精算報告を行うよう指導するとともに旅費の未精算がないかチェックリストによる確認を行い、未精算が有る場合は、当該職員へ精算処理を促すなど法令等に基づく適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月13日から同年７月12日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 府民文化部府民文化総務課 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが29件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 精算日 |
| 東京都 | 平成30年４月27日 | 29,700円 | １人 | 平成30年５月30日 |
| 東京都 | 平成30年４月27日 | 29,240円 | １人 | 平成30年５月30日 |
| 東京都 | 平成30年５月７日から同月８日まで | 38,450円 | １人 | 平成31年３月29日 |
| 大阪市内(泊を伴う) | 平成30年５月24日から同月25日まで | 360円 | １人 | 平成31年３月29日 |
| 東京都 | 平成30年７月２日 | 29,260円 | １人 | 平成31年３月29日 |
| 東京都 | 平成30年７月９日 | 29,260円 | １人 | 平成31年３月29日 |
| 北海道 | 平成30年８月20日から同月21日まで | 97,100円 | １人 | 平成31年３月29日 |
| 東京都 | 平成30年８月10日 | 30,300円 | １人 | 平成31年３月29日 |
| 広島県 | 平成30年７月18日から同月24日まで | 94,390円 | １人 | 平成31年３月29日 |
| 東京都 | 平成30年８月14日 | 29,660円 | １人 | 平成31年３月29日 |
| 東京都 | 平成30年９月10日から同月11日まで | 37,200円 | １人 | 平成31年３月29日 |
| 東京都 | 平成30年９月７日 | 29,800円 | １人 | 平成31年４月２日 |
| 東京都 | 平成30年９月７日 | 29,700円 | １人 | 平成31年３月29日 |
| 埼玉県 | 平成30年９月25日 | 30,140円 | １人 | 平成31年３月29日 |
| 埼玉県 | 平成30年９月25日 | 29,940円 | １人 | 平成31年３月29日 |
| 兵庫県 | 平成30年９月25日 | 2,600円 | １人 | 平成31年３月29日 |
| 東京都 | 平成30年９月26日 | 28,840円 | １人 | 平成31年３月29日 |
| 東京都 | 平成30年11月１日 | 29,500円 | １人 | 平成31年３月29日 |
| 東京都 | 平成30年11月３日 | 29,380円 | １人 | 平成31年３月29日 |
| 東京都 | 平成30年11月12日 | 28,860円 | １人 | 平成31年３月29日 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 東京都 | 平成30年11月21日 | 28,960円 | １人 | 平成31年３月29日 |
| 東京都 | 平成30年12月３日 | 28,860円 | １人 | 平成31年３月29日 |
| 東京都 | 平成30年11月29日 | 29,540円 | １人 | 平成31年３月29日 |

　 | 　検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい【地方自治法施行令】（概算払）第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | 管外旅行を行った職員に対し、総務事務担当者から個別に、精算の必要性について説明し、期限内に速やかに手続きを行うよう促した。また、旅費の概算払に対する精算のルールについて、支出命令者と総務事務担当者間で改めて確認し、今後は適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月７日から同年７月５日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 環境農林水産部エネルギー政策課 | 大阪府財務規則第47条では、概算払をした旅費については、旅費の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならないとされているにもかかわらず、精算が遅延しているものが10件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 精算日 |
| 東京都茨城県東京都東京都滋賀県滋賀県東京都神奈川県、茨城県茨城県東京都 | 平成30年４月20日平成30年４月27日平成30年８月８日平成30年８月23日平成30年８月31日平成30年８月31日平成30年12月14日平成31年１月16日平成31年１月16日平成31年１月25日 | 28,240円127,280円58,940円29,640円1,160円2,800円59,780円32,220円31,420円30,264円 | １人４人２人１人１人１人２人１人１人１人 | 平成30年７月２日平成30年６月28日平成30年11月５日平成30年10月１日平成30年10月１日平成30年11月５日平成31年２月21日平成31年３月４日平成31年３月４日平成31年３月４日 |

 | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

 | 課内職員に対し、概算払に係る財務規則の周知徹底を行い、今後の手続について注意喚起を行った。また、旅費担当者は、精算漏れがないか随時確認を行い、未精算となっている場合は個別に提出を促すなど、適正な処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月11日から同年７月５日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 環境農林水産部　農政室 | 大阪府財務規則第47条では、概算払をした旅費については、旅費の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならないとされているにもかかわらず、精算が遅延しているものが６件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 精算日 |
| 東京都東京都東京都東京都東京都東京都 | 平成30年12月26日平成30年12月26日平成31年３月１日平成31年３月５日平成31年３月１日平成31年３月６日 | 29,680円29,640円29,240円30,040円29,300円29,760円 | １人１人１人１人１人１人 | 平成31年２月７日平成31年２月７日平成31年４月11日平成31年４月11日平成31年４月11日平成31年４月11日 |

 | 　検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

 | 室内職員に対し、監査結果とともに、概算払に係る財務規則の周知徹底を行い、今後の手続について注意喚起を行った。また、旅費担当者は、管外出張する職員に対し、速やかに精算報告を行うよう指導するとともに、精算漏れがないか随時確認を実施し、未精算となっている場合は個別に提出を促すなど、適正な処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月11日から同年７月５日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 環境農林水産部　水産課 | 　大阪府財務規則第47条では、概算払をした旅費については、旅費の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならないとされているにもかかわらず、精算が遅延しているものが８件、未精算のものが14件あった。１　精算が遅延しているもの

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 精算日 |
| 東京都東京都東京都東京都東京都東京都東京都東京都 | 平成30年４月26日平成30年５月17日平成30年６月１日平成31年２月20日平成31年２月28日から同年３月１日まで平成31年２月28日から同年３月１日まで平成31年２月19日から同月20日まで平成31年３月11日 | 58,260円30,280円29,240円28,500円37,200円36,980円37,180円28,900円 | ２人１人１人１人１人１人１人１人 | 平成30年６月25日平成30年６月25日平成30年７月18日平成31年４月12日平成31年４月12日平成31年４月12日平成31年４月12日平成31年４月12日 |

２　未精算のもの

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 旅費支給日 |
| 高知県東京都東京都東京都愛媛県東京都東京都岡山県兵庫県東京都東京都東京都兵庫県東京都 | 平成30年10月27日から同月28日まで平成30年10月24日平成30年10月24日平成30年10月18日から同月19日まで平成30年10月25日から同月26日まで平成30年11月14日から同月15日まで平成30年11月15日平成30年11月15日から同月16日まで平成30年11月21日平成30年11月７日平成30年12月13日平成30年12月25日平成30年12月21日平成31年１月29日から同月30日まで | 81,080円30,450円29,240円37,940円47,080円75,310円29,940円40,260円2,120円57,960円57,680円30,760円2,540円74,180円 | ２人１人１人１人１人２人１人２人１人２人２人１人１人２人 | 平成30年10月25日平成30年11月２日平成30年11月２日平成30年11月２日平成30年11月２日平成30年11月27日平成30年11月27日平成30年11月28日平成30年11月28日平成30年11月29日平成30年12月11日平成31年１月11日平成30年12月28日平成31年２月15日 |

 | 　検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

 | 課内幹部会議において、監査結果の報告を行うとともに、所属職員に対して、今後、旅費の精算が遅延することのないよう、旅費制度の周知と注意喚起を行った。また、旅費担当者は、管外出張する職員に対し、速やかに精算報告を行うよう指導するとともに、精算漏れがないか随時確認を行い、未精算となっている場合は個別に提出を促すなど、適正な処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月11日から同年７月５日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 住宅まちづくり部　都市空間創造室 | 　大阪府財務規則第47条では、概算払をした旅費については、旅費の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならないとされているにもかかわらず、精算が遅延しているものが５件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 精算日 |
| 東京都東京都滋賀県東京都東京都 | 平成30年５月17日平成30年８月３日平成30年８月３日平成30年８月10日平成30年８月29日 | 29,240円89,380円4,560円30,100円29,640円 | １人３人１人１人１人 | 平成30年６月27日平成30年10月22日平成30年11月６日平成30年10月22日平成30年10月22日 |

 | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

 | 室内職員に対し、監査結果とともに、概算払に係る財務規則の周知徹底を行い、今後の手続について注意喚起を行った。また、総務担当において管外出張リストを作成の上、精算期日を管理するとともに、個別に管外出張を行った職員に対し出張後は速やかに精算入力を行うよう促すなど、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月10日から同年７月４日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 住宅まちづくり部　住宅経営室 | 　大阪府財務規則第47条では、概算払をした旅費については、旅費の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならないとされているにもかかわらず、精算が遅延しているものが３件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 精算日 |
| 東京都東京都東京都 | 平成30年６月14日平成30年12月19日平成30年12月21日 | 28,960円28,840円29,450円 | １人１人１人 | 平成30年８月16日平成31年１月30日平成31年１月30日 |

 | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

 | 室の課長補佐級以上の職員に監査結果の報告を行い、今後、旅費の精算が遅延することがないよう、注意喚起を行うとともに、グループ長に対してはグループ員に周知するよう指示した。また、旅費担当者は、管外出張する職員に対し、速やかに精算報告を行うよう指導するとともに、精算漏れがないかを随時、確認を行い、未精算となっている場合は個別に提出を促し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月10日から同年７月４日まで）

不適切な服務管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 商工労働部　商工労働総務課 | 　下記について、特別休暇（親族の喪に服する場合）の対象とならないものを承認していた。

|  |  |
| --- | --- |
| 続柄 | 休暇承認日 |
| 配偶者のおば | 平成30年10月26日 |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】（特別休暇）第15条　任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。　六　前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合　人事委員会規則で定める期間【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】（特別休暇）第10条　条例第15条第６号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。　六　親族の喪に服する場合　別表第５に定める日数以内で必要と認める期間　別表第５（第10条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 死亡した者 | 日数 |
| 父母、配偶者、子 | ７日 |
| 祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母 | ３日 |
| 孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 | １日 |

　（以下略） |

 | 　是正を求められた事項については速やかに特別休暇の取消しを行うとともに、年次休暇の取得に修正処理を行った。所属職員に対して、特別休暇（親族の喪に服する場合）の取得対象について周知を行うとともに、直接監督責任者においても承認等の確認を徹底するなど、適切な服務管理の徹底に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月４日から同年７月４日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 都市計画室計画推進課 | 　人間ドック、大腸検診等の受診に必要な時間については、職務に専念する義務が免除されるが、受診終了後も勤務に服さない場合は、勤務に服さない時間について年休の取得等が必要である。しかしながら、受診終了後の勤務に服さない時間についても、職務に専念する義務が免除されているものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員勤務区分 | 健康診断名 | 取得期間 | 健診等の時間 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 |
| Ａ | 大腸健診 | 平成30年11月６日 | 午前9時～午後2時30分 | 午前9時～午後5時30分 |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【地方公務員法】(職務に専念する義務)第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。【職務に専念する義務の特例に関する条例】(この条例の目的)第１条　この条例は、地方公務員法第35条(地方独立行政法人法第53条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、規定することを目的とする。 (職務に専念する義務の免除)第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。一　研修を受ける場合二　厚生に関する計画の実施に参加する場合【休暇休業制度解説】○条例に基づく職務専念義務の免除本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 根 拠 | 条 文 | 具 体 例 |
| 条令第２条第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理ア．希望者を対象のもの人間ドック、婦人科検診、大腸検診（以下略） |

 |

 | 　誤って承認した職務専念義務の免除については取り消し、適正な時間を職務専念義務免除時間とし、残りの時間を年次休暇として処理を行った。　今回の指摘事項の原因としては、申請者が職員健康管理事業における服務の取扱いについて誤った認識を持っていたことにある。このことから、今回の指摘事項と上記服務の取扱いについて、室内全職員に周知し再発防止の注意喚起を行った。また、室内の庶務担当者にて、職務専念義務免除及び各種休暇の承認内容の確認を改めて実施することでチェック体制の強化を図ることとした。今後は、職務専念義務免除などの服務の承認処理を行う際には、関係規則等を確認し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月18日から同年７月２日まで）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 福祉部　地域福祉推進室　　地域福祉課 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが１件あった。なお、平成30年度監査においても、本件と同様の事案が１件検出されている。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 人数 | 延べ件数 | 事実発生時期 |
| １名 | １件 | 平成30年６月25日 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 | 勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、総務サービス課に依頼し、追給を行った。また、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底を図った。今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適正な服務管理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月６日から同年７月４日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 住宅まちづくり部　都市居住課 | 　職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが58件あった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 人数 | 延べ件数 | 事実発生時期 |
| ４名４名６名４名６名２名１名４名１名２名２名 | ５件10件13件６件11件２件１件４件１件３件２件 | 平成30年４月平成30年５月平成30年６月平成30年７月平成30年８月平成30年９月平成30年10月平成30年11月平成30年12月平成31年１月平成31年２月 |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 | 　勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、総務サービス課に依頼し、追給手続きを行った。　また、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知した。　今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適正な服務管理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月10日から同年７月４日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 住宅まちづくり部　タウン推進局 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが２件あった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 人数 | 件数 | 事実発生時期 |
| １名１名 | １件１件 | 平成30年12月平成31年１月 |

　 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 | 是正を求められた時間外勤務命令については、該当職員の時間外勤務の有無を確認し、勤務実績の登録、承認後に総務サービス課へ依頼のうえ、時間外勤務手当の追給を行った。また、所属内で(1)時間外勤務を行った職員は、速やかに実績登録を行うこと、(2)直接監督責任者は、当該実績の登録漏れがないかを確認することについて、周知徹底を図った。今後は、時間外勤務の実績登録、承認漏れがないよう、直接監督責任者による確認、給与担当者から定期的に注意を促すなど、適正な服務管理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月10日から同年７月４日まで）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 府民文化部府民文化総務課 | 　下記の普通財産について、公有財産台帳の異動登録を行っていないものがあった。施設名：女子大学大仙校舎

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 所在地番 | 公簿面積 |
| 土地 | 誤）大阪府堺市堺区五条通21番９正）大阪府堺市堺区大仙町260番36 | 160.00㎡ |

 | 検出事項について、速やかに公有財産台帳の異動登録を行うとともに、大阪府公有財産規則等に基づき、適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財産規則】（公有財産台帳）第15条　財務部長は、一切の公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。２　部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（台帳の異動登録）第５条　財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の修正が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略） | 　検出事項について、公有財産台帳に異動登録を行った。　今後は、大阪府公有財産規則等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月７日から同年７月５日まで）

備品管理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 健康医療部　健康医療総務課 | 　八尾市の中核市移行に伴い無償譲渡した旧八尾保健所の物品30件（取得価格合計：17,380,342円）について、不用決定の決裁が、物品の譲渡（処分）後に行われていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 取得価格 | 処分（無償譲渡）年　　月　　日 | 不用決定（決裁）年　　月　　日 |
| 小児用撮影台 | 618,000円 | 平成30年４月１日 | 平成30年５月31日 |
| 防護カーテン | 163,300円 | 同上 | 同上 |
| シュレッダー | 173,250円 | 同上 | 同上 |
| ワイヤレスアンプ | 183,645円 | 同上 | 同上 |
| 顕微鏡 | 165,830円 | 同上 | 同上 |
| マルチプロジェクター | 554,400円 | 同上 | 同上 |
| 胸部エックス線フィルム自動現像機 | 525,000円 | 同上 | 同上 |
| 診断用エックス線撮影装置 | 9,356,520円 | 同上 | 同上 |
| ズーム式三眼実体顕微鏡 | 164,325円 | 同上 | 同上 |
| 顕微鏡用デジタル画像システム | 132,667円 | 同上 | 同上 |
| ノート型パソコン | 107,100円 | 同上 | 同上 |
| シャーカステン | 152,543円 | 同上 | 同上 |
| 溶存酸素計 | 111,562円 | 同上 | 同上 |
| 自動体外式除細動器（ＡＥＤ） | 117,600円 | 同上 | 同上 |
| 卓上式クリーンベンチ | 399,600円 | 同上 | 同上 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 取得価格 | 処分（無償譲渡）年　　月　　日 | 不用決定（決裁）年　　月　　日 |
| 薬用保冷庫 | 388,800円 | 平成30年４月１日 | 平成30年５月31日 |
| 冷凍機付インキュベーター | 540,000円 | 同上 | 同上 |
| バイオフリーザー | 248,400円 | 同上 | 同上 |
| オートクレーブ | 615,600円 | 同上 | 同上 |
| 薬品器具保管庫 | 264,600円 | 同上 | 同上 |
| 紫外線殺菌ロッカー | 158,760円 | 同上 | 同上 |
| 乾燥機付器具保管庫 | 145,800円 | 同上 | 同上 |
| 恒温水槽 | 214,920円 | 同上 | 同上 |
| ホモジナイザー | 237,600円 | 同上 | 同上 |
| 電子天秤 | 151,200円 | 同上 | 同上 |
| 実体顕微鏡 | 309,960円 | 同上 | 同上 |
| ポータブル型ｐＨ計・溶存酸素系 | 167,400円 | 同上 | 同上 |
| デジタル粉じん計 | 307,800円 | 同上 | 同上 |
| 環境衛生管理総合測定器セット | 602,640円 | 同上 | 同上 |
| 自動ガス採取装置 | 101,520円 | 同上 | 同上 |

 | 　不用品の処分事務のルール等について周知徹底を図り、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府財務規則】（不用の決定及び不用品の処分）第87条　知事又は第３条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書（様式第49号）を作成の上不用の決定をしなければならない。２　前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。 |

 | 　事務局監査後、課内において監査結果について周知・情報提供を行った。　今後は、起案時や決裁時におけるチェックを強化し、「大阪府財務規則」に基づき適正な事務執行を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和‐年‐月‐日、事務局：令和元年６月５日から同年７月５日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 環境農林水産部みどり推進室 | 　下記の業務委託において購入した備品については、契約上、業務委託終了後は府の帰属となっているが、帰属の手続が行われておらず、備品出納簿に記載されていなかった。業務名称：未利用材搬出手法確立業務契約期間：平成29年２月１日から同年３月27日まで

|  |
| --- |
| 【未利用材搬出手法確立業務　仕様書】（抜粋）（ア）業務の使用に関する留意事項・委託料を原資として購入した資機材は、委託契約の終了、若しくは解除の際、府の帰属とし、引継ぎや一時保管その他必要な事項について、府の指示に従うこと。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 |
| 商品名 |
| 機械器具類 | 農工器具 | 平成29年３月27日 | ２ | 540,000円 |
| キャプスタン式ポータブルウィンチ |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、今後は法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府財務規則】（物品の出納の通知及び帳簿の記載）第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。　一　備品出納簿（様式第39号） |

 | 備品出納簿に登録されていなかった備品について、備品出納簿への登録を行った。今後は法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

　　　監査（検査）実施年月日（委員：－年－月－日、事務局：令和元年６月11日から同年７月５日まで）

有効期間を経過した計量器の使用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 府民文化部文化・スポーツ室文化課 | 計量法によれば、電気等の使用量を計量する特定計量器について、検定証印等の有効期間を経過したものは使用してはならないとされている。文化課が事業主体として行う「次世代育成型メセナ自動販売機設置事業」により設置した自動販売機について、募集要項で設置を求める特定計量器の検定証印等の有効期限が経過しており、文化課においては、契約の適切な履行を確保するための必要な監督を怠っていた。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 計量器の種類 | 有効期間の終期 | 特定計量器確認年月日 |
| 電力量計　１台 | 平成31年３月 | 令和元年６月25日 |

　 | 検出事項について、法令等に基づき、契約の適切な履行を確保するための必要な監督を徹底するとともに、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器については、新しいものに取り替えるよう事業者に指導するなど、必要な是正措置を行われたい。

|  |
| --- |
| 【計量法】（使用の制限）第16条　次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第２条第１項第２号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第６条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第１項及び第151条第１項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。　三　第72条第２項の政令で定める特定計量器で同条第１項の検定証印又は第96条第１項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの【地方自治法】（契約の履行の確保）第234条の２　普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。【地方自治法施行令】（監督又は検査の方法）第167条の15　地方自治法第234条の２第１項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。【次世代育成型メセナ自動販売機設置事業募集要項】自動販売機の設置・管理等に係る全ての経費（電気料も含む）を負担いただきます。電気使用量の算出に当たっては、設置事業者の負担により子メーターを設置してください。電気使用料は、大阪府庁舎管理課に指定する期日までに、全額納入してください。【次世代育成型メセナ自動販売機設置事業に関する協定書】（庁舎内設置）第２条　乙は、甲が大阪府庁舎（大手前庁舎別館１階）内において指定する場所（無償で提供）に、次世代育成型メセナ自動販売機を設置し、管理する。　２　乙は、前項の設置及び管理にあたり、次の事項について負担する。　　一　自動販売機の設置及び管理に係る全ての経費（電気料金を含む）　　※乙：事業者　甲：大阪府 |

 | 有効期間を経過した特定計量器について、令和元年７月30日に新しい物に取り換えた。今後は、定期的に自販機（特定計量器も含む。）の確認を行うなど、契約の適切な履行を確保するための必要な監督を徹底する。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年６月７日から同年７月５日まで）